

平成29年3月16日

預託法及び特定商取引法違反の事業者に対する業務停止命令、取引停止命令等について

- 消費者庁は、家庭用永久磁石磁気治療器の預託等取引業者、販売業者、役務提供事業者及び連鎖販売業者であるジャパンライフ株式会社（東京都千代田区）（以下「同社」といいます。）に対し、本日、預託法第7条第1項の規定に基づき預託等取引契約に関する業務の一部（勧誘、申込受付及び契約締結）を、特定商取引法第8条第1項の規定に基づき訪問販売に関する業務の一部（勧誘、申込受付及び契約締結）を、特定商取引法第39条第1項の規定に基づき連鎖販売取引に関する取引の一部（勧誘、申込受付及び契約締結）を、平成29年3月17日から平成29年12月16日までの9か月間それぞれ停止するよう命じました。
- あわせて、同社に対し、預託法第7条第1項の規定に基づき顧客又は預託者の利益を保護するために必要な措置をとるべき旨の命令を、特定商取引法第7条及び第38条第1項の規定に基づき各違反行為の是正に必要な措置をとるべき旨の指示を、それぞれ以下のとおり行いました。

【預託法】

- 1 同社は、預託法第3条第1項第2号に規定する書面の交付義務違反、預託法第4条に規定する故意による事実不告知及び預託法第6条に規定する書類の備置き義務違反といった行為を行っていた。かかる行為は、預託法の禁止しているところであり、今回の違反行為の発生原因について調査分析の上検証し、その検証結果について、平成29年4月17日までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。
- 2 前記違反行為の再発防止策及び社内のコンプライアンス体制について、本件業務停止命令に係る業務を再開する1か月前までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。
- 3 同社と預託等取引契約を現に締結している全ての預託者及び平成26年度以降に同社が預託等取引契約の目的とするために家庭用永久磁石磁気治療器の売買契約を締結したことがある全ての相手方（既に預託等取引契約を解除している者を含む。）に対し、本件業務停止命令及び措置命

令の内容並びに「当社が磁気治療器の預託等取引契約の締結について勧誘するに際し、少なくとも平成27年3月末から平成28年12月末までの間、少なくとも一部の商品について、当社が保有する当該商品の数が、その預託等取引契約の目的物となる当該商品の数に比して大幅に不足していて、約定どおり顧客に割り当てる当該商品が存在しないにもかかわらず、その旨を故意に告げていなかった」「平成26年度の貸借対照表において負債の額を過少に記載していた」旨を、速やかに書面をもって通知し、その通知結果について、平成29年4月17日までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。

- 4 同社の平成26年度及び平成27年度における計算書類及びその附属明細書について、監査法人又は公認会計士（会社法第337条第3項に掲げる者を除く。）による会社法に定める監査を受け、その結果について、平成29年5月1日までに、消費者庁長官まで文書にて報告するとともに、同社と預託等取引契約を現に締結している全ての預託者及び平成26年度以降に同社が預託等取引契約の目的とするために家庭用永久磁石磁気治療器の売買契約を締結したことのある全ての相手方（既に預託等取引契約を解除している者を含む。）に速やかに書面をもって通知し、その通知した結果について、平成29年5月31日までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。

なお、当該監査を行うべき者が決定した場合には、その者が監査法人の場合にあつては当該監査法人の名称、住所、電話番号及び担当公認会計士の氏名を、公認会計士の場合にあつては氏名、住所及び電話番号を、遅滞なく、消費者庁長官まで文書にて報告すること。

- 5 本件業務停止命令発令以後の顧客及び預託者からの問合せ等について、その対応結果を平成29年12月16日まで記録するとともに、当該記録を毎月末までの分を翌月7日（ただし、当該日が休日又は祝日に該当するときはその直後の平日の日とする。また、最終分の報告にあつては、平成29年12月22日。）までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。
- 6 前記4の結果及び平成28年12月16日の業務停止命令処分の原因となった事実等を踏まえて適法に修正した預託法第6条に規定する備置き書類を適法に備え置き、平成29年5月31日までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。

【特定商取引法】

- 1 訪問販売（売買契約）

ア 同社は、特定商取引法第7条第2号の規定に該当する訪問販売における重要事項について故意に事実を告げていなかった。かかる行為は、特定商取引法の禁止しているところであり、今回の発生原因について調査分析の上検証し、その検証結果について、平成29年4月17日までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。

イ 前記違反行為の再発防止策及び社内コンプライアンス体制について、本件業務停止命令に係る業務を再開する1か月前までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。

2 連鎖販売取引

ア 同社は、特定商取引法第34条第1項第5号に規定する連鎖販売取引における重要事項について故意に事実を告げていなかった。かかる行為は、特定商取引法の禁止しているところであり、今回の違反行為の発生原因について調査分析の上検証し、その検証結果について、平成29年4月17日までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。

イ 前記違反行為の再発防止策及び社内コンプライアンス体制について、本件取引停止命令に係る業務を再開する1か月前までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。

○ 認定した違反行為は、以下のとおりです。

- 1 預託法については、故意による事実不告知、書面の交付義務違反及び書類の備え置き義務違反です。
- 2 特定商取引法については、訪問販売（売買契約）及び連鎖販売取引共に、故意による事実不告知です。

○ 処分の詳細は、別紙1から3のとおりです。

預託法

1 同社は、「上代購入契約」、「上代購入商品預託契約」、「短期オーナー1年契約」等の名称で、消費者に販売した家庭用永久磁石磁気治療器（以下「本件特定商品」という。）を、3か月以上の期間にわたり消費者から預かり、契約期間が満了した際には消費者に本件特定商品を返還するか、同社が本件特定商品を消費者が購入した金額で買い取ることとし、契約期間中、預かることに対応した財産上の利益として、同社が本件特定商品をレンタルした第三者（レンタルユーザー）から受領したレンタル料と同額の金額等を前記消費者に供与することを約し、消費者がこれに応じて本件特定商品を同社に預けることを約する預託等取引契約を締結していました。

また、同社は、「レンタルオーナー商品預託契約」、「長期オーナー20年契約」等の名称で、消費者に販売した本件特定商品を、消費者に引き渡すことなく3か月以上の期間にわたり消費者から預かり、契約期間が満了した際には消費者に本件特定商品を返還することとし、契約期間中、預かることに対応した財産上の利益として、同社が本件特定商品をレンタルした第三者（レンタルユーザー）から受領したレンタル料と同額の金額等を前記消費者に供与することを約し、消費者がこれに応じて本件特定商品を同社に預けることを約する預託等取引契約を締結していました。

同社は、平成27年10月頃から、消費者が預託等取引契約の目的とするために購入した商品に関して、「磁気治療器賃貸借契約書」や「賃貸借契約約款」等に基づき消費者が同社に対して本件特定商品を賃貸する旨の形式を取っていましたが、かかる形式に基づく契約も特定商品の預託等取引契約に関する法律（以下「預託法」という。）が定める預託等取引契約の定義及び要件に該当し、預託法が適用されます。

同社は、本件特定商品に該当するファイブピュアジュエール（以下「本件商品」という。）と称する磁気治療器を顧客に販売し、本件商品を契約の目的とする預託等取引契約の締結についての勧誘するに際し、少なくとも平成27年3月末から平成28年12月末までの間、同社が保有する本件商品の数が、その預託等取引契約の目的物となる本件商品の数に比して大幅に不足していて、約定どおり顧客に割り当てる本件商品が存在しないにもかかわらず、複数の顧客に対し、その旨を故意に告げず、もって、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものである預託等取引契約の目的とするために購入させる本件商品の保有の状況について故意に事実を告げていませんでした。

さらに、同社は、預託等取引契約を締結するまでに顧客に交付する義務のある概要書面に虚偽記載があるものを交付していました。また、同社の事業所に備え置く書類においても、虚偽記載がある書類を備え置いています。

2 同社に対して認定した違反行為は以下のとおりです。

(1) 同社は、預託等取引契約の目的とするために購入させる本件商品の保有数は、次のアからウのとおり、少なくとも平成27年3月末から平成28年12月末までの間、その預託等取引契約の目的物となる本件商品の数に比して大幅に不足していて、約定どおり顧客に割り当てる本件商品が存在しないにもかかわらず、複数の顧客に対し、その旨を故意に告げず、もって、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項である預託等取引契約の目的とするために購入させる本件商品の保有の状況について故意に事実を告げていませんでした。

ア 同社からの報告内容を当庁で調査したところによりますと、平成27年9月末当時、同社が預託を受けていたはずの本件商品の個数は合計2万2441個で、同社がレンタルユーザーに対して賃貸していた本件商品の個数は2749個でした。

その差、1万9692個は、本来であれば同社の埼玉工場敷地内物流センターに保管されているはずでしたが、当庁が保管状況の確認を行ったところ、自社在庫としての本件商品95個が存在しただけで、預託を受けて保管されているはずの本件商品は存在しませんでした。

イ このように、同社が保有する本件商品の数が、その預託等取引契約の目的物となる本件商品の数に比して大幅に不足し、約定どおり顧客に割り当てる本件商品が存在しない状況は、他の関係資料も精査したところ、平成27年3月末から平成28年12月末まで継続していたということがわかりました。

ウ そして、平成27年3月末から平成28年12月末までの期間中に同社から預託等取引契約についての勧誘を受けた複数の顧客によりますと、本件商品の保有状況について事実を告げられていなかったと述べており、同社がかかる事実を告げていなかったことが認められました。

(重要な事実の不告知)

(2) 次のアからクのとおり、虚偽記載がある概要書面を交付してしまし

た。

ア 概要書面のうち預託法第3条第1項第2号の規定に基づく預託法施行規則第3条第2項第2号から第8号までに掲げる同社の財産の状況に関する事項を記載した書面は、同規則第3条第4項の規定により、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、作成することが求められています。

イ 同社の合計残高試算表等に記載された平成26年度の上代購入契約（平成27年3月31日までの契約名称）の負債額は、少なくとも合計約287億7639万円で、本来、これは会社法に基づく貸借対照表（以下「貸借対照表①」という。）の負債の部に計上すべきものでした。

ウ しかしながら、同社が平成27年8月上旬に預託等取引契約を締結した預託者に対して預託法第3条第1項の規定に基づいて交付した「上代購入商品預託契約 概要書面」と題する概要書面に記載されていた貸借対照表①には、負債の合計は約94億5092万円しか計上されていませんでした。

エ そして、預託法第3条第1項第2号の規定に基づく預託法施行規則第3条第2項第3号の貸借対照表（様式第2）には、貸借対照表①に預かり特定商品（とその相手勘定である特定商品）及び長期預かり特定商品（とその相手勘定である長期特定商品）の項目が加わったものであって、上代購入契約の負債額は、この預かり特定商品、あるいは長期預かり特定商品のいずれかに計上されるべきであるにもかかわらず、同社の平成26年度の預託法第3条第1項第2号の規定に基づく貸借対照表（様式第2）の負債の部に計上されていた預かり特定商品及び長期預かり特定商品の合計額は約33億6590万円で、平成26年度の上代購入契約の負債額合計約287億7639万円と比べると、明らかに過少に計上されていました。

（概要書面の交付義務違反）

オ なお、前記アからエのとおり、預かり特定商品及び長期預かり特定商品に過少計上が認められることから、相手勘定科目（資産項目）である特定商品及び長期特定商品にも虚偽の記載をしていたこととなります。

（概要書面の交付義務違反）

カ 前記アからオのとおり、資産項目及び負債項目に虚偽の記載があったことから、負債合計、資産合計及び純資産合計にも虚偽の記載をしていたこととなります。

(概要書面の交付義務違反)

キ 預託法第3条第1項第2号の規定に基づく預託法施行規則第3条第2項第6号の個別注記表(様式第5)中「特定商品の時価等」の欄に、貸借対照表上(様式第2)の計上額と同額の合計約33億6590万円と虚偽の記載をしていました。

(概要書面の交付義務違反・書類の備置き義務違反)

ク 預託法第3条第1項第2号の規定に基づく預託法施行規則第3条第2項第7号の附属明細書(様式第6)中、「1 特定商品の明細」及び「4 預かり特定商品の明細」のうち、期末残高欄に、前記キ同様、合計約33億6590万円と虚偽の記載をしていました。

また、「1 特定商品の明細」及び「4 預かり特定商品の明細」のうち、期末残高欄には、商品の合計3710個とも記載されていますが、同社の前記(1)アの報告を前提にしたとしても、平成27年9月末時点において預託を受けていたとする本件商品だけでも2万2441個あったということから、「商品の合計が3710個である。」という記載は虚偽の記載をしていたこととなります。

(概要書面の交付義務違反・書類の備置き義務違反)

(3) 預託法第6条の規定に基づく預託法施行規則第5条第1項第1号イは、事業年度ごとに、様式第8により、同条第2項の規定に基づき、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成した業務及び財産に関する書類を備え置くことを求めています。平成27年9月10日時点において同社が備え置いていた平成26年度分の様式第8に基づいて作成した業務及び財産に関する書類には、前記(2)ウからクと同様の虚偽記載が認められました。

(書類の備置き義務違反)

特定商取引法

1 訪問販売(売買契約)

(1) 同社は、同社に預託させることを目的として本件商品を顧客に販売する訪問販売に係る売買契約の締結について勧誘するに際し、少なくとも平成27年3月末から平成28年12月末までの間、同社が保有する本件商品の数が、その売買契約の目的物となる本件商品の数に比して大幅に不足していて、約定どおり顧客に割り当てる本件商品が存在しないにもかかわらず、当該期間中に複数の顧客に対し、その旨を

故意に告げていませんでした。

- (2) 同社に対して認定した違反行為は以下のとおりです。

同社は、売買契約に関する事項であって、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものについて、故意に事実を告げていませんでした。

(重要な事実の不告知)

2 連鎖販売取引

- (1) 同社は、同社に預託させることを目的として本件商品を取引の相手方に販売する連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘するに際し、以下のとおり、少なくとも平成27年3月末から平成28年12月末までの間、同社が保有する本件商品の数が、その売買契約の目的物となる本件商品の数に比して大幅に不足していて、約定どおり取引の相手方に割り当てる本件商品が存在しないにもかかわらず、当該期間中に複数の取引の相手方に対し、その旨を故意に告げていませんでした。

- (2) 同社に対して認定した違反行為は以下のとおりです。

同社は、連鎖販売業に関する事項であって、連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げていませんでした。

(重要な事実の不告知)

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁とともに特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	電話	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室		022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室		048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室		052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室		06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室		082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室		087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室		092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098-862-4373

○消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）

身近な消費生活相談窓口を御案内します。

※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。

○最寄りの消費生活センターを検索する

<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

ジャパンライフ株式会社に対する行政処分の概要
〈預託法〉

1 事業者の概要

- (1) 名称：ジャパンライフ株式会社（法人番号 3010001070195）
- (2) 代表者：山口 隆祥
山口 ひろみ
- (3) 所在地：東京都千代田区西神田二丁目8番5号
- (4) 資本金：4億7640万円
- (5) 設立：昭和50年3月28日
- (6) 取引類型：預託等取引契約
- (7) 特定商品：家庭用永久磁石磁気治療器

2 取引の概要

ジャパンライフ株式会社（以下「同社」という。）は、「上代購入契約」、「上代購入商品預託契約」、「短期オーナー1年契約」等の名称で、消費者に販売した家庭用永久磁石磁気治療器（以下「本件特定商品」という。）を、消費者に引き渡すことなく、3か月以上の期間にわたり消費者から預かり、契約期間が満了した際には消費者に本件特定商品を返還するか、同社が本件特定商品を消費者の購入した金額で買い取ることとし、契約期間中、預かることに対応した財産上の利益として、同社が本件特定商品をレンタルした第三者（レンタルユーザー）から受領したレンタル料と同額の金額等を前記消費者に供与することを約し、消費者がこれに応じて本件特定商品を同社に預けることを約する預託等取引契約を締結していた。

また、同社は、「レンタルオーナー商品預託契約」、「長期オーナー20年契約」等の名称で、消費者に販売した本件特定商品を、消費者に引き渡すことなく、3か月以上の期間にわたり消費者から預かり、契約期間が満了した際には消費者に本件特定商品を返還することとし、契約期間中、預かることに対応した財産上の利益として、同社が本件特定商品をレンタルした第三者（レンタルユーザー）から受領したレンタル料と同額の金額等を前記消費者に供与することを約し、消費者がこれに応じて本件特定商品を同社に預けることを約する預託等取引契約を締結していた。

同社は、平成27年10月頃から、消費者が預託等取引契約の目的とするために購入した商品に関して、「磁気治療器賃貸借契約書」や「賃貸借契

約約款」等に基づき消費者が同社に対して本件特定商品を賃貸する旨の形式を取っているが、かかる形式に基づく契約も特定商品の預託等取引契約に関する法律（以下「預託法」という。）が定める預託等取引契約の定義及び要件に該当し、預託法が適用される。

同社は、特定商品に該当する「ファイブピュアジュエール」（以下「本件商品」という。）と称する磁気治療器を契約の目的とする預託等取引契約の締結についての勧誘をするに際し、少なくとも平成27年3月末から平成28年12月末までの間、同社が保有する本件商品の数が、その預託等取引契約の目的物となる本件商品の数に比して大幅に不足していて、約定どおり顧客に割り当てる本件商品が存在しないにもかかわらず、複数の顧客に対し、その旨を故意に告げず、もって、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき故意に事実を告げなかった。

さらに、同社は、預託等取引契約の締結について勧誘した際に交付した「上代購入商品預託契約 概要書面」（以下「概要書面」という。）及び備置き書類において、財産の状況に関する事項について虚偽の記載をしていた。

3 行政処分の内容

(1) 業務停止命令の内容

預託法第2条第1項に規定する預託等取引契約に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

ア 預託等取引契約（契約の名称如何は問わない。）の締結又は更新について勧誘すること。

イ 預託等取引契約（契約の名称如何は問わない。）の締結又は更新について申込みを受けること。

ウ 預託等取引契約（契約の名称如何は問わない。）を締結又は更新すること。

(2) 停止命令の期間

平成29年3月17日から平成29年12月16日まで（9か月間）

(3) 措置命令の内容

ア 同社は、預託法第3条第1項第2号に規定する書面の交付義務違反、預託法第4条に規定する顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定める預託等取引契約の目的とするために購入させる特定商品の保有の状況について故意による事実不告知及び預託法第

6条に規定する書類の備置き義務違反といった行為を行っていた。かかる行為は、預託法の禁止しているところであり、今回の各違反行為の発生原因について調査分析の上検証し、その検証結果について、平成29年4月17日までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。

イ 前記違反行為の再発防止策及び社内コンプライアンス体制について、本件業務停止命令に係る業務を再開する1か月前までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。

ウ 同社と預託等取引契約（契約の名称如何は問わない。）を現に締結している全ての預託者及び平成26年度以降に同社が預託等取引契約（契約の名称如何は問わない。）の目的とするために家庭用永久磁石磁気治療器の売買契約を締結したことの相手方（預託等取引契約を解除している者を含む。）に対し、本件業務停止命令及び措置命令の内容並びに「当社が磁気治療器の預託等取引契約の締結について勧誘するに際し、少なくとも平成27年3月末から平成28年12月末までの間、少なくとも一部の商品について、当社が保有する当該商品の数が、その預託等取引契約の目的物となる当該商品の数に比して大幅に不足していて、約定どおり顧客に割り当てる当該商品が存在しないにもかかわらず、その旨を故意に告げていなかった」「平成26年度の貸借対照表において負債の額を過少に記載していた」旨を、速やかに書面をもって通知し、その通知結果について、平成29年4月17日までに、消費者庁長官まで文書（通知したことを証明するに足る証拠及び通知書面を添付すること。）にて報告すること。

エ 同社の平成26年度及び平成27年度における計算書類及びその附属明細書について、監査法人又は公認会計士（会社法第337条第3項に掲げる者を除く。）による会社法に定める監査を受け、その結果について、平成29年5月1日までに、消費者庁長官まで文書（監査報告書（写し）を添付）にて報告するとともに、同社と預託等取引契約（契約の名称如何は問わない。）を現に締結している全ての預託者及び平成26年度以降に同社が預託等取引契約（契約の名称如何は問わない。）の目的とするために家庭用永久磁石磁気治療器の売買契約を締結したことの相手方（預託等取引契約を解除している者を含む。）に速やかに書面をもって通知し、その通知した結果について、平成29年5月31日までに、消費者庁長官まで文書（通知したことを

証明するに足る証票，送付した書面を添付すること。)にて報告すること。

なお，当該監査を行うべき者が決定した場合には，その者が監査法人の場合にあつては当該監査法人の名称，住所，電話番号及び担当公認会計士の氏名を，公認会計士の場合にあつては氏名，住所及び電話番号を，遅滞なく，消費者庁長官まで文書にて報告すること。

オ 本件業務停止命令発令以後の顧客及び預託者からの問合せ等について，その対応結果を平成29年12月16日まで記録するとともに，当該記録を毎月末までの分を翌月7日（ただし，当該日が休日又は祝日に該当するときはその直後の平日の日とする。また，最終分の報告にあつては，平成29年12月22日。）までに，消費者庁長官まで文書にて報告すること。

カ 前記エの結果及び平成28年12月16日の業務停止命令処分の原因となった事実等を踏まえて適法に修正した預託法第6条に規定する備置き書類を適法に備置き，平成29年5月31日までに，消費者庁長官まで文書（当該適法に修正した備置き書類を添付すること。）にて報告すること。

4 処分の原因となる事実

同社は，以下のとおり，預託法に違反する行為を行っており，かつ，当該行為を引き続きするおそれがあると認められた。

(1) 故意による事実不告知

（預託法第4条第1項（預託法施行令第3条第1項第4号））

同社は，預託等取引契約の目的とするために購入させる本件商品の保有数は，次のアからオのとおり，少なくとも平成27年3月末から平成28年12月末までの間，その預託等取引契約の目的物となる本件商品の数に比して大幅に不足していて，約定どおり顧客に割り当てる本件商品が存在しないにもかかわらず，複数の顧客に対し，その旨を故意に告げず，もって，顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項である預託等取引契約の目的とするために購入させる特定商品の保有の状況について故意に事実を告げていなかった。

これは，預託法第4条第1項（預託法施行令第3条第1項第4号）の規定に違反する。

ア 同社からの報告内容を当庁で調査したところによると，平成27年

9月末当時、同社が預託を受けていたはずの本件商品の個数は合計2万2441個で、同社がレンタルユーザーに対して賃貸していた本件商品の個数は2749個であった。

その差、1万9692個は、本来であれば同社の埼玉工場敷地内物流センターに保管されているはずだが、当庁が保管状況の確認を行ったところ、自社在庫としての本件商品95個が存在しただけで、預託を受けて保管中の本件商品は存在していなかった。

イ 前記アの報告を前提にすると、同社が保有する本件商品の数が、その預託等取引契約の目的物となる本件商品の数に比べて大幅に不足し、約定どおり顧客に割り当てる本件商品が存在していなかったということになる。そして、他の関係資料も精査したところ、このような状況は、平成27年3月末から平成28年12月末まで継続していたことが判明した。

ウ また、平成27年3月末から平成28年12月末までの期間中に同社から預託等取引契約についての勧誘を受けた複数の顧客によると、「そのとき、同社の担当者から、オーナーの数に見合う商品は、本当は保有していないということは伝えられていなかった。」、「オーナーの数に見合う商品は、本当は足りていないといったことは告げられていなかった。」と、本件商品の保有状況について事実を告げられていなかったと供述している。

このように、複数の顧客が本件商品の保有状況についての事実を告げられていなかったと供述しており、同社がかかる事実を告げていなかったことが認められる。

エ そして、顧客から預託を受けている商品の個数や同社において製造している商品の個数等は、当然同社において把握している事情であるところ、顧客の判断に影響を及ぼすこととなるため、あえて前記事実を告げていなかったことは明らかである。

(2) 概要書面の交付義務違反（預託法第3条第1項第2号）

同社は、次のアからクのとおり、虚偽記載がある概要書面を交付していた。

これは、預託法第3条第1項第2号（預託法施行規則第3条第4項、同条第2項第3号、第6号、第7号）の規定に違反する。

ア 概要書面のうち預託法第3条第1項第2号の規定に基づく預託法施行規則第3条第2項第2号から第8号までに掲げる同社の財産の状況に関する事項を記載した書面は、同規則第3条第4項の規定により、

一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、作成することが求められている。

イ 同社の合計残高試算表等に記載された平成26年度の上代購入契約（平成27年3月31日までの契約名称）の負債額は、少なくとも合計約287億7639万円で、本来、これは会社法に基づく貸借対照表（以下「貸借対照表①」という。）の負債の部に計上すべきものであった。

ウ しかしながら、同社が平成27年8月上旬に預託等取引契約を締結した預託者に対して預託法第3条第1項の規定に基づいて交付した「上代購入商品預託契約 概要書面」と題する概要書面に記載されていた貸借対照表①には、負債の合計は約94億5092万円しか計上されていなかった。

エ そして、預託法第3条第1項第2号の規定に基づく貸借対照表（様式第2）には、貸借対照表①に預かり特定商品（とその相手勘定である特定商品）及び長期預かり特定商品（とその相手勘定である長期特定商品）の項目が加わったものであり、上代購入契約の負債額は、この預かり特定商品、又は長期預かり特定商品のいずれかに計上されるべきであるにもかかわらず、同社の平成26年度の預託法第3条第1項第2号の規定に基づく貸借対照表（様式第2）の負債の部に計上されていた預かり特定商品及び長期預かり特定商品の合計額は約33億6590万円で、平成26年度の上代購入契約の負債額合計約287億7639万円と比べると、明らかに過少に計上されていた。

オ なお、前記エのとおり、預かり特定商品及び長期預かり特定商品に過少計上が認められることから、相手勘定科目（資産項目）である特定商品及び長期特定商品にも虚偽の記載をしていたことになる。

このことから、資産項目及び負債項目の記載も虚偽ということになり、負債合計、資産合計及び純資産合計にも虚偽記載していたことになる。

カ 預託法第3条第1項第2号の規定に基づく個別注記表（様式第5及び様式8）中「特定商品の時価等」の欄に、貸借対照表（様式2）上の計上額と同額の合計約33億6590万円と虚偽の記載をしていた。

また、同項第7号の附属明細書（様式第6）中、「1 特定商品の明細」及び「4 預かり特定商品の明細」のうち、期末残高欄にも、合計約33億6590万円と虚偽の記載をしていた。

さらに、「1 特定商品の明細」及び「4 預かり特定商品の明細」

のうち、期末残高欄には、商品の合計3710個と記載されているが、同社の前記(1)アの報告を前提にしたとしても、平成27年9月末時点において預託を受けていたとする本件商品だけでも2万2441個存在していたことから、期末残高欄にも虚偽記載していたことになる。

(3) 書類の備置き義務違反（預託法第6条）

同社は、預託法第6条第2項の規定に基づき、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成した業務及び財産に関する書類を備え置くことが求められているところ、同社が、平成27年9月10日時点において備え置いていた平成26年度分の業務及び財産に関する書類には、前記(2)エからカと同様の虚偽記載が認められた。

これは、預託法第6条（預託法施行規則第5条第2項、同条第1項第1号イ）の規定に違反する。

5 勧誘事例

【事例1】

顧客Aは、平成27年5月中旬に締結した預託等取引契約についての勧誘時、ジャパンライフの担当者から、「オーナーの数に見合う商品は、本当は保有していないということは伝えられていなかった。」と述べ、前記事実を告げられていなかったと供述している。

【事例2】

顧客Bは、「平成28年7月下旬、ジャパンライフ〇〇店で、ジャパンライフの代理店のJ1から『全部短期オーナー契約にしておくと、税金対策やマイナンバー対策にならない。』などと言われて長期オーナー契約を結ぶように勧誘をされたが、このときに『オーナーの数に見合う商品は、本当は足りていない。』といったことは告げられていなかった。」と述べ、前記事実を告げられていなかったと供述している。

ジャパンライフ株式会社に対する行政処分の概要
〈特定商取引法 訪問販売 (売買契約)〉

1 事業者の概要

- (1) 名称：ジャパンライフ株式会社 (法人番号 3010001070195)
- (2) 代表者：山口 隆祥
山口 ひろみ
- (3) 所在地：東京都千代田区西神田二丁目8番5号
- (4) 資本金：4億7640万円
- (5) 設立：昭和50年3月28日
- (6) 取引類型：訪問販売 (売買契約)
- (7) 取扱商品：家庭用永久磁石磁気治療器，健康寝具，化粧品，
栄養補助食品，清涼飲料水等

2 取引の概要

ジャパンライフ株式会社 (以下「同社」という。) は、家庭用永久磁石磁気治療器 (以下「本件特定商品」という。) の販売事業者である。同社は、同社の従業員等が消費者の自宅を訪問し、消費者の自宅において、本件特定商品に関する売買契約を締結し、また、同社の従業員等が消費者の自宅を訪問して、当該売買契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに営業所等への来訪を要請し、営業所等に誘引した消費者と、営業所等において、本件特定商品に関する売買契約を締結して行う本件特定商品の訪問販売を行っていた。

同社は、同社に預託させることを目的として、本件特定商品に該当するファイブピュアジュエル (以下「本件商品」という。) を顧客に販売する訪問販売に係る売買契約の締結について勧誘するに際し、少なくとも平成27年3月末から平成28年12月末までの間、同社が保有する本件商品の数が、その売買契約の目的物となる本件商品の数に比して大幅に不足していた、約定どおり顧客に割り当てる本件商品が存在しないにもかかわらず、当該期間中に複数の顧客に対し、その旨を故意に告げず、もって、当該売買契約に関する事項であって、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げなかった。

3 行政処分の内容

(1) 業務停止命令の内容

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ア 訪問販売に係る売買契約の締結について勧誘すること。
- イ 訪問販売に係る売買契約の申込みを受けること。
- ウ 訪問販売に係る売買契約を締結すること。

(2) 停止命令の期間

平成29年3月17日から平成29年12月16日まで（9か月間）

(3) 指示の内容

- ア 同社は、特定商取引法第7条第2号の規定に該当する訪問販売における重要事項について故意に事実を告げていなかった。かかる行為は、特定商取引法の禁止しているところであり、今回の違反行為の発生原因について調査分析の上検証し、その検証結果について、平成29年4月17日までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。
- イ 前記違反行為の再発防止策及び社内コンプライアンス体制について、本件業務停止命令に係る業務を再開する1か月前までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。

4 処分の原因となる事実

同社は、以下のとおり、特定商取引法に違反する行為を行っており、訪問販売に係る取引の公正及び購入者の利益が著しく害されるおそれがあると認められた。

故意による事実不告知（特定商取引法第7条第2号）

同社は、同社に預託させることを目的として本件商品を顧客に販売する訪問販売に係る売買契約の締結について勧誘するに際し、少なくとも平成27年3月末から平成28年12月末までの間、同社が保有する本件商品の数が、その売買契約の目的物となる本件商品の数に比して大幅に不足していて、約定どおり顧客に割り当てる本件商品が存在しないにもかかわらず、当該期間中に複数の顧客に対し、その旨を故意に告げず、もって、当該売買契約に関する事項であって、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げなかった。

これは、特定商取引法第7条第2号の規定に該当する行為である。

5 勧誘事例

【事例 1】

平成27年5月下旬から平成27年7月下旬までの間に、自己及び親族名義でジャパンライフと契約を結んだ顧客Cは、勧誘時の状況について、「同店の店長J2は、私の自宅や畑に来て、契約を結ぶように勧めてきた。そして、私は、自宅や畑で、J2に対して、『いくらいくら入れようかね。』と言って契約を結ぶつもりであることを伝えると、J2は、『今後、農協に行って、お金を下ろしましょう。』と私に言い、ジャパンライフの口座に振り込むためのお金を下ろすために、お金を積んである農協に行く日を決めていた。」、「私は、J2からもジャパンライフの誰からも、契約を結ぶように勧められた際、商品があるとかないとか、そういった個数に関することについては一切説明されていなかった。」と述べ、訪問販売に係る売買契約の締結について勧誘を受けた際、前記事実を告げられていなかったと供述している。

【事例 2】

顧客Dは、「平成28年1月下旬に、ジャパンライフとの間でファイブピュアジュエールについて、短期オーナー契約を結んだ。これ以前にもジャパンライフと契約を結んでいたが、少なくとも平成25年頃以降、自宅に来たジャパンライフの従業員から勧められ自宅で契約をすることに決め、契約書も自宅で書いていた。」、「どの契約のときにも、実際に商品があるとかないとか、本当にジャパンライフが商品を揃えているのかについて説明を受けたことはなかった。」と述べ、訪問販売に係る売買契約の締結について勧誘を受けた際、前記事実を告げられていなかったと供述している。

ジャパンライフ株式会社に対する行政処分の概要
〈特定商取引法：連鎖販売取引〉

1 事業者の概要

- (1) 名称：ジャパンライフ株式会社（法人番号 3010001070195）
- (2) 代表者：山口 隆祥
山口 ひろみ
- (3) 所在地：東京都千代田区西神田二丁目8番5号
- (4) 資本金：4億7640万円
- (5) 設立：昭和50年3月28日
- (6) 取引類型：連鎖販売取引
- (7) 取扱商品：家庭用永久磁石磁気治療器，健康寝具，化粧品，
栄養補助食品，清涼飲料水等

2 取引の概要

ジャパンライフ株式会社（以下「同社」という。）は、家庭用永久磁石磁気治療器の販売事業者である。同社は、同社に預託させることを目的として家庭用永久磁石磁気治療器に該当するファイブピュアジュエール（以下「本件商品」という。）を取引の相手方に販売する連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘するに際し、少なくとも平成27年3月末から平成28年12月末までの間、同社が保有する本件商品の数が、その売買契約の目的物となる本件商品の数に比して大幅に不足していて、約定どおり取引の相手方に割り当てる本件商品が存在しないにもかかわらず、当該期間中に複数の取引の相手方に対し、その旨を故意に告げず、もって、当該連鎖販売業に関する事項であって、連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げなかった。

3 行政処分の内容

(1) 取引停止命令の内容

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第33条第1項に規定する連鎖販売取引に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

ア 同社が統括する家庭用永久磁石磁気治療器に関する一連の連鎖販売

業に係る連鎖販売取引（特定負担についての契約も含む。）について勧誘を行い、又は勧誘者に勧誘を行わせること。

イ 同社が統括する家庭用永久磁石磁気治療器に関する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約（特定負担についての契約も含む。）の申込みを受け、又は勧誘者に契約（特定負担についての契約も含む。）の申込みを受けさせること。

ウ 同社が統括する家庭用永久磁石磁気治療器に関する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約（特定負担についての契約も含む。）を締結すること。

(2) 停止命令の期間

平成29年3月17日から平成29年12月16日まで（9か月間）

(3) 指示の内容

- ア 同社は、特定商取引法第34条第1項第5号に規定する連鎖販売取引における重要事項について故意に事実を告げていなかった。かかる行為は、特定商取引法の禁止しているところであり、今回の違反行為の発生原因について調査分析の上検証し、その検証結果について、平成29年4月17日までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。
- イ 前記違反行為の再発防止策及び社内のコンプライアンス体制について、本件取引停止命令に係る業務を再開する1か月前までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。

4 処分の原因となる事実

同社は、以下のとおり、特定商取引法に違反する行為を行っており、連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認められた。

故意による事実不告知（特定商取引法第34条第1項第5号）

同社は、同社に預託させることを目的として本件商品を取引の相手方に販売する連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘するに際し、少なくとも平成27年3月末から平成28年12月末までの間、同社が保有する本件商品の数が、その売買契約の目的物となる本件商品の数に比して大幅に不足していて、約定どおり取引の相手方に割り当てる本件商品が存在しないにもかかわらず、当該期間中に複数の取引の相手方に対し、その旨を故意に告げず、もって、当該連鎖販売業に関する事項で

あって、連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げなかった。

これは、特定商取引法第34条第1項の規定に違反する行為である。

5 勧誘事例

【事例1】

取引の相手方Aは、平成27年5月中旬に締結した預託等取引契約についての勧誘時、ジャパンライフの担当者から、「オーナーの数に見合う商品は、本当は保有していないということは伝えられていなかった。」と述べ、前記事実を告げられていなかったと供述している。

【事例2】

平成27年5月下旬から平成27年7月下旬までの間に、自己及び親族名義でジャパンライフと契約を結んだ取引の相手方Cは、勧誘時の状況について、「同店の店長J2は、私の自宅や畑に来て、契約を結ぶように勧めてきた。そして、私は、自宅や畑で、J2に対して、『いくらいくら入れようかね。』と言って契約を結ぶつもりであることを伝えると、J2は、『今後、農協に行って、お金を下ろしましょう。』と私に言い、ジャパンライフの口座に振り込むためのお金を下ろすために、お金を積んである農協に行く日を決めていた。」「私は、J2からもジャパンライフの誰からも、契約を結ぶように勧められた際、商品があるとかないとか、そういった個数に関することについては一切説明されていなかった。」と述べ、連鎖販売取引における売買契約の締結について勧誘を受けた際、前記事実を告げられていなかったと供述している。